

# 鹿児島県風力発電施設の建設等に関する 景観形成ガイドライン【Q&A】

平成27年12月  
鹿児島県企画部エネルギー政策課

Q 1 このガイドラインの適用の範囲が、出力規模合計1,000kW以上となっているのはなぜですか？

A 1 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）のガイドブックの定格容量からみた風車の分類基準では、定格出力1,000kW以上の風車を大型風車として分類しています。  
大型風車は高さが90メートル以上となることから、1基でも景観への影響が大きくなる可能性が高いと考え、定格出力1,000kW以上を対象としたものです。

Q 2 「主要な眺望点」、「地域固有の景観」等はどうのように調査すればよいのですか？

A 2 調査対象範囲は、風力発電施設の設置地点から一定の距離の範囲内とします。事業者の皆様には、入手可能な最新の文献や資料、現地調査によるほか、その範囲が含まれる市町村の意見を聴いて把握していただくものとします。  
なお、一定の距離の範囲内とは、それぞれの風車規模（ブレードを含めた風車の高さ）に対し垂直視角（見込角）が1度以上となる視距離の範囲内とします。

〈参考〉視点と視対象の関係

人間の視力で対象をはっきりと判別できる見込角の大きさ（熟視角）は、一般的に1～2度が用いられている。垂直視角（見込角）が1～2度を超すと景観的に気になり出す可能性がある。

風車規模に対し垂直視角（見込角）が1度となる視距離の例

高さ	60m	75m	90m	105m	125m	180m
距離	3,400m	4,300m	5,200m	6,000m	7,200m	10,300m

※当課で作成

〔資料出所：「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（平成16年2月，環境省自然環境局）〕

Q 3 「山の稜線を乱さない」とはどのようなことを指すのですか？

A 3 「山の稜線を乱さない」とは、風力発電施設の設置地点から一定の距離の範囲内にある稜線視点場、集落又は主要な道路（以下「稜線視点場等」という。）から風力発電施設を見た場合、山の稜線が分断されない又は分断が景観上問題ない程度に目立たないことを指します。

- 一定の距離の範囲内とは、Q 2 と同様の考え方です。
- 当ガイドラインは、「景観上の影響を未然に防止する」ことを目的に策定したものであることから、日常的に多くの人々が生活する場所からの景観又は不特定多数の人々が集まる場所からの景観を保全する必要があると考えています。
- 「稜線視点場」とは、建設等を行う地域周辺に存在する不特定多数の者が眺望を楽しめる場所として利用する場所のうち、風力発電施設を望むことができる場所（広場、休憩所、展望台など）を指します。  
ただし、山頂については、一般的に不特定多数の者が容易にアクセスできる場所ではないことから、車等ですぐ近くまで容易にアクセスできる場合を除き、「稜線視点場」とはしない取扱いとします。  
また、風力発電施設が、当該風力発電施設を活用した公園等（環境学習施設等）と一体となって整備される場合においては、当該風力発電施設を見る場合に限り、当該公園等は「稜線視点場」とはしない取扱いとします。
- 集落とは、一般的に数戸以上の社会的まとまりが形成された住民生活の基本的な地域単位のことを指しますが、当ガイドラインにおける「集落」とは、これらの集落のうち、学校、市役所・町村役場の支所が所在するなど、一定以上の人家の集積がある集落のことを指します。  
「集落から風力発電施設を見た場合」とは、集落に所在する学校、市役所・町村役場の支所、公園（小規模の広場を除く。）、市民グラウンド等、集落内外の不特定多数の人が利用する施設から見た場合を指します。  
事業者の皆様には、当該集落が含まれる市町村の意見を聴いて把握していただくものとします。
- 主要な道路とは、高速道路、国道、主要地方道を指します。  
「主要な道路から風力発電施設を見た場合」とは、道の駅、駐車場、駐車帯等、道路沿いにある不特定多数の人がビューポイントとしても利用する駐車スペースから見た場合を指します。  
事業者の皆様には、入手可能な最新の資料、現地調査によるほか、当該区域内の市町村の意見を聴いて把握していただくものとします。

- ・ 「分断が景観上問題ない程度に目立たないこと」の考え方については、次のとおりとします。  
 なお、ここでの考え方については、それぞれの稜線視点場等ごとに判断するものとします。  
 (1) 設置する施設が稜線視点場等から見える場合、その見える部分の高さ（ブレードを含めた高さ）に対し垂直視角（見込角）が1度未満である場合は、景観上問題ない程度に目立たないとみなします。  
 (2) ただし、稜線視点場等から平成22年3月以前に設置された既存の施設が見える場所に施設を設置する場合、既存の施設と比較し、景観上の影響がより小さくなるよう配慮されているときは、垂直視角（見込角）が1度以上となる場合でも、景観上問題ない程度に目立たないとみなすこととします。

Q 4 このガイドラインの附則に規定してある「本体工事に着手」とは、どのような状態を指すのですか？

A 4 「鹿児島県風力発電施設の建設に関する景観形成ガイドライン」の附則に規定する「本体工事に着手」とは、「風車本体の設置地点での基礎工事など、風車本体の据付工事を開始」することをいい、風車の発注及び準備工事（資材運搬道路工事、現場事務所等の建設、地盤調査、測量、設計）並びに森林伐採などは含みません。

Q 5 既設風力発電施設の更新（建替え）の場合も、このガイドラインは適用されるのですか？

A 5 施設の更新は、当ガイドラインにおいて「外観上著しい変更を伴う大規模な改修」に該当するものとみなし、適用の対象とします。

ただし、平成22年3月31日以前（ガイドライン施行前）に設置された風力発電施設のうち、定格出力1,000kW以上の施設の更新については、既存適格にも配慮し、ガイドラインに適合しない施設であっても、次の条件を全て満たす場合に限り、ガイドライン「3 事業者が遵守すべき基準」に配慮したものとみなすこととします。

なお、個別の状況を確認し、景観に与える影響が相当程度悪化すると判断される場合には、更新を認めない場合もあります。

〔更新特例の条件〕

- (1) 総出力は、原則として現在の範囲内とします。  
 ただし、更新に当たって施設の集約化（機数の減・設置エリアの縮小）を行う場合、稜線視点場からの垂直視角が現状程度となることを目処（+1度程度以内）とし、総出力増を認めることとします。

〔集約化を図る場合の総出力増の目安〕

更新後の総出力の上限＝既存の総出力×（既存機数／更新機数）

※稜線視点場からの垂直視角が現状程度（+1度程度以内）を目処としますが、景観に与える影響によっては、総出力の特例を認めない場合もあります。

- (2) 施設の設置エリアを既存施設よりも広げないこととします。
- (3) 更新施設の位置は、既存施設から300mの範囲内とし、最寄りの住居等までの距離が既存施設より近くなることとします。
- (4) 更新後の最寄りの住居等の騒音・低周波音を更新前よりも低く抑えることとします。